

平成28年度第1回

新宿区リサイクル清掃審議会

平成28年7月12日（火）

第1回 新宿区リサイクル清掃審議会

平成28年7月12日(火)

新宿区役所本庁舎5階大会議室

1. 開 会

2. 委員の委嘱

3. 区長挨拶

4. 委員及び事務局紹介

5. 会長・副会長の選任

6. 諮 問

7. 報 告

(1) 平成27年度資源・ごみの収集実績について 【資料3】

(2) 新宿区3R推進協議会平成27年度活動報告について 【資料4】

8. 審 議

(1) 一般廃棄物処理基本計画について 【資料1】

(2) 廃棄物処理手数料の改定について 【資料2】

9. その他

○その他資料

平成28年度事務事業概要(環境清掃部)

資源・ごみの正しい分け方・出し方(平成28年3月発行)

すてないで(平成28年3月15日号)

広報しんじゅく（平成28年6月15日号）

ごみれば2016（東京二十三区清掃一部事務組合）

基本資料集（新宿区一般廃棄物処理計画・分別収集計画、東京二十三区清掃一部事務組合
廃棄物処理基本計画、東京都資源循環・廃棄物処理計画、新宿区リサイクル及び一般廃棄
物の処理に関する条例・規則、新宿区立リサイクル活動センター条例・規則）

○次回の開催日程について

10. 閉 会

○審議会委員

出席（19名）

| | | | |
|-----|---------|-------|---------|
| 会 長 | 安 田 八十五 | 副 会 長 | 小野田 弘 士 |
| 委 員 | 崎 田 裕 子 | 委 員 | 大 室 新 吉 |
| 委 員 | 露 木 勝 | 委 員 | 唐 沢 吉 治 |
| 委 員 | 安 井 潤一郎 | 委 員 | 中 臺 浩 正 |
| 委 員 | 松 永 健 | 委 員 | 友 永 陸 子 |
| 委 員 | 船 山 和 子 | 委 員 | 宮 内 長 吉 |
| 委 員 | 松 永 多恵子 | 委 員 | 秋 田 博 |
| 委 員 | 高 野 健 | 委 員 | 大 塚 庸 夫 |
| 委 員 | 橋 本 泰 子 | 委 員 | 渡 邊 翠 |
| 委 員 | 柏 木 直 行 | | |

欠席（1名）

委 員 藤 井 練 和

◎開会

○ごみ減量リサイクル課長 皆様、大変お待たせいたしました。

これより平成28年度第1回新宿区リサイクル清掃審議会を開催させていただきます。

本日はお暑い中、大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

私はこの審議会の事務局を務めます、ごみ減量リサイクル課長の組澤でございます。よろしくお願いたします。

本日は、第9期のリサイクル清掃審議会の第1回目でございますので、後ほど会長・副会長を選出させていただきます。会長が選出されるまで私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いたします。

◎委員の委嘱

○ごみ減量リサイクル課長 初めに、新宿区長から第9期の委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。安田委員から順にお渡ししますので、区長が参りましたら、恐れ入りますが、ご起立ください。それでは、区長よろしくお願いたします。

(区長より「委嘱状交付」)

○ごみ減量リサイクル課長 皆様、ありがとうございました。

◎区長挨拶

○ごみ減量リサイクル課長 それでは、区長からご挨拶を申し上げます。

○区長 皆様、こんにちは。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。また、このたびは新宿区リサイクル清掃審議会の委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。

区では平成20年度から10年間を展望した新宿区一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみ減量と資源化を推進してまいりました。現計画はあと1年を残すところとなり、本年度より平成30年度からの新たな新宿区一般廃棄物処理基本計画の策定に取り組んでまいります。

計画の策定に当たり、審議会委員の皆様には、さらなるごみ減量、リサイクルの推進のため、さまざまな角度からのご意見を賜りたくお願を申し上げます。

次に、昨今の主なごみ減量、資源化への取り組み状況について申し上げます。平成26年度よ

り使用済み小型電子機器等の9品目を区内7カ所の窓口での回収を開始しました。平成27年度は、びん・缶・ペットボトル・スプレー缶・カセットボンベ・乾電池の回収場所を資源回収拠点から資源・ごみ集積所へ変更して、区民の皆様の利便性を高めることで資源化の推進を図りました。

こうした取り組みにより、昨年度の新宿区のごみ量は、前年に比べますと27年度実績で0.8%、550トンほど減少し、ここ数年横ばいであった資源化率も0.2%ほど上昇いたしました。

今年度は、水銀に関する水俣条約が平成25年に採択されたことに伴い、新宿中継・資源センター等での蛍光灯の分別、資源回収を開始しました。また、使用済み小型電子機器等の回収窓口を各地域センターでも開始する予定です。

このようなさまざまな取り組みを行っておりますが、現計画のチャレンジ目標のごみ半減・リサイクル倍増という目標達成は厳しい状況にあると認識をしています。

委員の皆様には、さらなるごみ減量と資源化を推進する次期計画策定に向けまして、当審議会において貴重なご意見をいただき、目標達成に向けてより一層のお力添えをお願い申し上げたいと思います。

最後となりますが、委員の皆様のご健勝とご活躍を心よりご祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎委員及び事務局紹介

○ごみ減量リサイクル課長 すみません、座って進行させていただきます。

引き続きまして、各委員の皆様のご紹介ですが、大変恐縮ではございますが、自己紹介をお願いしたいと思います。

皆様の前にマイクがございます。使うときに「発言」を押していただきます。押しますと緑色が点灯しますので、点灯してからお話ししてください。終わりましたら、もう一度押しますと終了ということになりますので、よろしく願いします。

では、お手元の名簿順に自己紹介のほうをお願いします。安田委員からよろしく願いします。

○安田委員 安田八十五と書いて、ヤソイと読みます。深いいわくがあるのですが、8月15日生まれという。それで、私は新宿区とはかなり長いおつき合いで、多分、筑波大学に勤務していたときに、これ以外に特別区制度の懇談会の委員もやっているんですが、何の関係かちょっと忘れちゃったんですが、新宿区のほうから依頼されてやりまして、東京の問題、私は主に都

市問題、環境問題をやっていますので、そういう観点からやっております、私自身も非常に勉強させていただいていますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○**小野田委員** 皆さん、こんにちは。早稲田大学の小野田と申します。よろしくお願ひいたします。

今、私おりますのは環境エネルギー研究科というところなんです、もう一個上の階層でいきますと理工学術院なので、大久保のほうのキャンパスにふだんおります。よろしくお願ひいたします。

○**崎田委員** 崎田裕子と申します。よろしくお願ひいたします。

ジャーナリスト、環境カウンセラーとして歩んでおりますが、生活者の視点として歩んでいきますので、仕事の上では今、中央環境審議会でリサイクル法の見直しとか体制とか、そういうことをほぼ全てのリサイクル法に関して今やらせていただいております。

なお、この新宿区に自宅と事務所を長年置かせていただいております。やはり地域の皆さんと実践行動を広げるのが大事だと思ひまして、NPOなどをやらせていただひいて、環境学習のところでも皆さんとお会いしてありますが、それだけではなく、こちらでは3R推進協議会という、市民、事業者、行政の皆さんで3Rを取り組むという、区が呼びかけておられる場の座長もやらせていただひいて、皆さんと活動を続けております。これからどうぞよろしくお願ひいたします。

○**大室委員** 新宿区商店会連合会の会長をしております大室と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**露木委員** 私は露木勝と申します。私は、新宿区のリサイクルの業務のほうを今受け持ってやらせていただひいております業者の者です。よろしくお願ひいたします。

○**唐沢委員** 唐沢と申します。私どもはスーパーとかコンビニエンスの業界団体でありますけれども、スーパーもコンビニもどちらかというとな非常にごみを出すほうなので、いかにしてこのごみを少なくしたらいいかということを検討したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○**安井委員** 新宿区内の八百屋・肉屋・魚屋で構成されております新宿区生鮮三品小売店連絡会から参りました安井潤一郎と申します。よろしくお願ひいたします。

○**中臺委員** 東京商工会議所新宿支部、中臺と申します。

もう今から25年ぐらいに前になりますでしょうか、私の後輩が新宿支部でお世話になっていました際に、新宿エコ・リーグというのが立ち上がって、おもしろいことをやっているんだよという話で、それで私どもの社屋の中の事務所にも分別収集というのを試みるようになりまし

た。何か自分がまたこういう立場になってみると、すごく懐かしく彼のことを、今ブラジルにいるんですけれども、思い出すような気がいたします。よろしくお願いいたします。

○松永（健）委員 松永健と申します。新宿区町会連合会から参りました。我々町会の会員のみんなはいろんな意味でリサイクル、あるいはごみ減量を一番重要視されていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○友永委員 新宿区消費者団体連絡会の友永と申します。よろしくお願ひいたします。

○船山委員 新宿区婦人団体協議会の副を担当しております船山と申します。よろしくお願ひいたします。

○宮内委員 四谷清掃協力会、宮内でございます。よろしくお願ひいたします。

○松永（多）委員 牛込清掃協力会から参りました松永です。うちは環境に関係のある部署です、よろしくお願ひいたします。

○秋田委員 新宿西清掃協力会の会長を仰せつかっております秋田でございます。よろしくお願ひします。

○高野委員 新宿区のエコライフ推進協議会から推挙されました高野健です。よろしくお願ひいたします。

○大塚委員 区民枠の大塚庸夫と申します。現在はエコリーダー養成講座を卒業した、修了したエコポジの会の会員としてエコライフの推進に、皆さんと一緒に、仲間と一緒にやっております。よろしくお願ひします。

○橋本委員 区民委員の橋本泰子と申します。よろしくお願ひします。前期からまた引き続きやらせていただいて、まだこちらに引越してきて4年ぐらいなので、随分新宿区は頑張っているなというのがあって、いろいろ気づくことがありますので、市民の目から見て意見を出していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○渡邊委員 新宿区のリサイクルを考える会、それから新宿環境リサイクル活動の会の仲間と一緒にごみやリサイクルのことを勉強しております。地元余丁町では集団回収をしており、ごみおばさんで通っております渡邊翠と申します。よろしくお願ひいたします。

○柏木委員 新宿区環境清掃部長の柏木直行と申します。これから皆様方のご意見を伺いながら、新宿区のリサイクルの推進並びに日常の清掃事業、円滑な執行に努めてまいりますので、どうか皆さん、ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

○ごみ減量リサイクル課長 ありがとうございます。

では、次に事務局の職員について、自己紹介させていただきます。

改めまして、私はごみ減量リサイクル課長、組澤でございます。

○清掃事業担当副参事 清掃事務所におります、清掃事業担当副参事を務めております小野川でございます。よろしくお願ひいたします。

○ごみ減量計画係長 ごみ減量リサイクル課ごみ減量計画係長の清水でございます。よろしくお願ひいたします。

それからあと、事務局のほうで2人参っております。岡崎、それから中村でございます。事務局のほうをやらさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○ごみ減量リサイクル課長 職員の紹介は以上でございます。

◎会長・副会長の選任

○ごみ減量リサイクル課長 次に、資料について、ごみ減量計画係長のほうから説明させていただきます。

○ごみ減量計画係長 それでは、お手元の資料につきまして確認をさせていただきます。

まず、机の上には次第がございます。それから、先ほどご覧いただいたかと思いますが、委員の皆様の名簿、それからリサイクル清掃審議会関係規定ということで抜粋になったものが1枚。A4で1枚ございます。それから、次第のほうにもございます議事の内容になりますが、審議のほうの資料になりますが、一般廃棄物処理基本計画について、こちらにつきましては既に郵送でお送りしているものがございます。それから、それに伴いまして、一般廃棄物処理基本計画、現行の基本計画の冊子、25年度改定版がお手元にあるかと思ひます。

次に、審議の2番目になります資料2です。廃棄物処理手数料の改定につきまして、これは机上配付になっております。A4、1枚で両面刷りになっております。資料としまして、あわせて「事業系の資源・ごみの出し方」ということで、カラー刷りのパンフレットが一緒に添えてございます。こちらが審議内容の資料になります。

続きまして、報告事項になります。資源・ごみの収集実績についてということで、資料3、裏面がカラーになっておりますが、右上に大変資料の表示が小さくて申し訳ございません。資料3ということで、平成27年度の資源・ごみの収集実績について表がでございます。

それから引き続き、資料4になります。こちらにも既に郵送でお送りしました、新宿発エコなくらし、新宿区3R推進協議会の27年度の活動実績報告でございます。これにあわせまして、本日机上には3R推進行動計画という薄いオレンジ色の冊子を添えてございます。こちらが審議、報告関係の資料でございます。

そのほかの資料といたしまして、平成28年度、私ども環境清掃部の事務事業概要、それから清掃事務所のほうで作成しております「資源・ごみの正しい分け方・出し方」、各ご家庭にお配りしておりますが、このパンフレットと、中にA3判の折り込みのチラシ版をご用意してございます。

それから、3月15日発行の「すてないで」です。一番上のタイトルが「新宿リサイクル活動センター及び西早稲田リサイクル活動センターをご利用ください」というタイトルになっております。こちらは広報紙の中で私どものほうの記事のみを刷った特別版で、年に発行しておるものでございます。

あわせて「広報しんじゅく」の6月15日号でございます。こちらについては後ほど説明をさせていただきますが、ごみの収集についてのご報告が記載されておりましたので、あわせて資料としてお持ちしてございます。

それから、水色の冊子ですが、「ごみれば2016」、こちらは東京二十三区清掃一部事務組合が発行しております年間のパンフレットになっております。

そのほか各委員の皆様の上には、基本資料集といたしまして、黄色いフラットファイルにとじ込んでございます。新宿区の一般廃棄物処理計画・分別収集計画、さらに今申し上げました東京二十三区清掃一部事務組合と東京都のそれぞれの計画書がつづつてございます。さらに新宿区の一般廃棄物の処理に関する条例・規則並びにリサイクル活動センターの条例・規則になっております。こちらは審議の中でご活用いただくかと思っておりますので、資料としてご用意いたしました。よろしく願いいたします。

なお、不足、またはお持ちでない資料がございましたらお手をお挙げいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○ごみ減量リサイクル課長 よろしいでしょうか。それでは、続けさせていただきます。

続きまして、A4、1枚のリサイクル清掃審議会関係規定をご覧くださいませでしょうか。本審議会のことが書かれている条例・規則の抜粋でございます。

A4、1枚のリサイクル清掃審議会関係規定ですね。よろしいでしょうか。

まず、上のほうにございます、第7条になります。第7条が、リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項を調査審議するため、区長の附属機関として、新宿区リサイクル清掃審議会（以下「審議会」という。）を設置するとなっております。

審議会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議するほか、区長に対して意見を述べることができるとされております。

リサイクル及び一般廃棄物の処理の基本方針に関すること。2、その他リサイクル及び一般廃棄物の処理に係る重要な事項に関することが審議できるとしております。

この規定に基づきまして、皆様にこれから2年間ご審議いただくものでございます。

次に、第8条第2項、3項についてご説明します。

第8条、審議会は、22人以内の委員で構成する。2、審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。3、審議会の委員は、学識経験を有する者、区民、区内関係団体の構成員、区内事業者及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命するとなっております。今期は20名の委員で構成されております。

それから、下へ移りまして、規則の5条、6条をご覧ください。

5条、審議会に会長及び副会長を置く。2、会長及び副会長は、委員の互選によるとなっております。また、6条、審議会は、会長が招集する。審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないという形で、定足数を定めております。本日は、藤井委員から欠席のご連絡をいただいております。現在20名中19名が出席ということで、開会要件を満たしております。本日の審議会は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、規則第5条に基づき、会長と副会長を委員の皆様の互選により選出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。どなたか。宮内委員。

○宮内委員 前期に引き続きまして、会長は安田委員、副会長は小野田委員にお願いしてはと思いますが、いかがでございましょうか。

(拍手)

○ごみ減量リサイクル課長 ただいま宮内委員より、会長は安田委員、副会長は小野田委員というご提案がありまして、皆様ご賛同いただきましたので、それでは、会長に安田委員、副会長には小野田委員と決定させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、安田会長、小野田副会長には席を移していただき、ご挨拶をお願いいたします。

(会長席、副会長席に移動)

○安田会長 それでは、また会長を継続ということで、皆さん方に選ばれて大変光栄でございますが、できる限り頑張っておっていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

私は、もともとは理工科系の出身なんですけど、だんだん環境問題とかをやっているうちに社会科学系に移ってきまして、それで環境問題、環境政策学とって、政策科学、数学的な方法とかコンピューターとかそういうのを使って、それから現地調査を重視しているのですが、そ

ういうフィールドスタディーを使って、それでデータをきちんと分析して政策を提言して、さらに政策を評価していくという、私が若いころに政策科学というのがちょっと出てきて、そういう行政のあり方なんかはかなり調査する分野もあるわけですが、そういうことで、また東京及び新宿区に関してはいろいろな経緯で、先ほど申し上げましたように、特別区の審議会の委員等仰せつかった関係等もありますし、新宿区はいろいろおつき合いがあったりしてやっています、余りお役に立たないとは思いますが、全力投球したいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○小野田副会長 どうも、改めまして早稲田大学の小野田と申します。

私自身、専門は機械工学でございます。その中の熱工学をバックグラウンドにしながら、最近では資源・リサイクルだけではなくて、エネルギー関係の話を地域の皆さんで、どちらかという、プロジェクトを作っていくところでお手伝いさせていただくことが多くなっているかなというものでございます。

先ほど申し上げましたように、私どもも地元の一員でございますので、どうにかいろいろお手伝いできればというふうに思っている次第です。国際的な情勢を見ても、日本国内の情勢を見ても、やはりもう一段階それぞれの立場でレベルアップしなければいけないフェーズに来ているかなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○ごみ減量リサイクル課長 安田会長、小野田副会長、ありがとうございます。

◎諮問

○ごみ減量リサイクル課長 それでは、次に、議事に入ります前に区長より諮問がございます。

○区長 新宿区リサイクル清掃審議会会長、安田八十五様。新宿区長、吉住健一。新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例第7条に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

「新宿区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項」について

2 諮問内容

現在の新宿区一般廃棄物処理基本計画は、平成20年度を初年度として29年度までの10年間で期間とした計画です。

この間、国においては、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種法令の改正や小型家電リサイクル法の施行など、資源循環型社会の形成への取り組みを進めてきました。

新宿区においては、中間処理に関する東京23区共同処理を継続しつつ、最終処分場のひっ迫等から、容器包装プラスチックを資源として回収したうえで、サーマルリサイクルを開始しました。

また、資源回収品目の拡大や資源回収方法の変更など、廃棄物の減量とリサイクルの推進に努めていますが、資源循環型社会を実現するためには更なる取り組みが必要です。

つきましては、新たに平成30年度から39年度までを期間とする新宿区一般廃棄物処理基本計画を策定するにあたり、盛り込むべき事項について諮問します。

3 答申の期限

平成29年6月30日。

平成28年7月12日。

よろしく願い申し上げます。

○**ごみ減量リサイクル課長** ありがとうございます。

大変恐縮ですが、区長はこれより所用がございますので、ここで退席させていただきます。よろしくお願ひします。

○**区長** よろしくお願ひいたします。失礼いたします。

(区長退室)

○**ごみ減量リサイクル課長** それでは、ここからの議事は安田会長にお願ひいたします。よろしくお願ひします。

◎報告

○**安田会長** それでは、平成28年度の第1回新宿区リサイクル清掃審議会を始めさせていただきますと思います。

まず最初は、資料について説明は先ほどやったんでしたっけ。

○**ごみ減量リサイクル課長** はい。次第に沿ってということで、お願ひします。

○**安田会長** では、皆さん方のお手元にいらっしゃいますか、次第は。次第に沿って進めさせていただきますと思いますが、まず最初に、報告事項を事務局から説明いただきまして、委員の皆様から質疑等があればそれをしていただいて、その後で審議事項と、大体、報告事項、それから審議事項ということなので、最初、ではごみ減量リサイクル課長から報告事項について報告をお願ひいたします。

○**ごみ減量リサイクル課長** それでは、清掃事業担当副参事より「平成27年度資源・ごみの収

集実績について」、資料3ですね。次に、ごみ減量計画係長より、新宿区3R推進協議会平成27年度活動報告について、資料4ですね。こちら2件続けて報告させていただきます。

それでは、清掃事業担当副参事、よろしくお願ひいたします。

○清掃事業担当副参事 ご報告を申し上げます。恐縮でございますが、座ってご報告させていただきます。

それでは、資料の3番、表題でございますが、「平成27年度資源・ごみの収集実績について」というA4、1枚。

○安田会長 すみません、資料3はどこに入っていましたっけ。

○清掃事業担当副参事 大変申し訳ございません。資料3番でございますが、右上に非常に小さく、資料3と書き込まれております。大変字が小さくて恐縮でございます。申し訳ございません。

○安田会長 では、資料、大丈夫ですか、何か今日資料いっぱいありますから、皆さん気をつけてください。

○ごみ減量リサイクル課長 よろしいでしょうか。それでは、副参事、お願いします。

○清掃事業担当副参事 改めまして、表題、「平成27年度資源・ごみの収集実績について」、A4、1枚のものをご説明申し上げたいと思います。

まず、ごみの収集量でございます。燃やすごみにつきまして、平成27年度の実績でございます。合計のところ、年度合計のところをご覧ください。一番右側の欄でございます。平成27年度は6万7,870トン収集実績がございました。これは前年に比べまして100.1%、0.1%の増でございます。この内訳につきましては、後ほどご説明させていただきます。

続きまして、金属・陶器・ガラスごみ、いわゆる燃えないごみについてでございます。一番右の欄をご覧ください。年度計は2,253トン、対前年比で申し上げますと78.8%、21.2%の減でございます。

次に、粗大ごみでございます。年度計でございます。2,335トン、対前年で申しますと98.3%、1.7%の減でございます。

合計量でございますが、7万2,459トン、対前年で申しますと99.2%、0.8%の減となっております。

その下に平成16年から平成27年までのごみの量の比較表がございます。先ほど申し上げましたように、前年で申し上げますと、燃やすごみ以外のものは全て減少となっております。ただ、これは燃やすごみにつきまして、一番下の欄をご覧くださいいただけますでしょうか。区民1人1日当

たりの区収集ごみ量ということで、グラム数が出ておりますが、今申し上げた1人1日当たりで申し上げますと、平成26年度が610グラムに対して、平成27年度が592グラムと1人当たりでは減少してございます。1人当たりで減少しながら全体量が増えたというのは、区民の人口増、人口が約1%程度増えているということによって、全体量が増えているという状況でございます。

次は、その1人当たりのごみ量の減少をグラフ化したものでございます。大変申し訳ございません、印刷の都合で若干黒丸が上にずれております。おわび申し上げます。

裏面をご覧くださいませでしょうか。一番上、緑の表は新宿区のごみ量ということで、今申し上げたものの再掲でございます。

その次の欄でございますが、資源回収量の推移ということで、平成16年度から27年度まで資源の種別ごとの増減について示した表をお示ししているところでございます。集団回収量ということで、集団回収、区民の皆様方にお力添えをいただきまして集めている回収量につきましてでございますが、一番右の欄をご覧くださいませでしょうか。平成27年度は皆様のおかげをもちまして、6,150トンを集めることができました。

続きまして、区で収集するものでございます。行政回収と呼ばれるものでございますが、2段目の欄、びん・缶につきましては4,882トン、次の欄、紙パックにつきましては14トン、乾電池につきましては66トン、古紙につきましては5,989トン、それから白色トレイにつきましては約1トン、ペットボトルにつきましては1,303トン、容器包装プラスチックにつきましては1,807トン、小型電子機器につきましては約1トン、資源として回収いたしましたのは2万212トンとなっております。それぞれの資源の回収量の増減につきましては、対前年等をご覧ください。

その下でございます。全体量につきましての記載でございます。ごみ・資源の計ということで、昨年度は9万2,671トンとなっております。資源化率で申し上げますと21.8%、対前年で申し上げますと0.2%の資源化率の増ということになっております。

その下、青と赤で書いておりますグラフ並びに黒で示しておりますグラフ、こちらのほうは今申し上げたそれぞれの値をグラフ化したものでございます。この内容につきましては、先ほど事務局のほうからございました「広報しんじゅく」6月15日号、表紙を一枚めくっていただきまして、2ページ目でございます。2ページ目の下半分、「ごみの減量に引き続きご協力を」という表題をつけさせていただきまして、「すてないで」の第66号、こちらのほうに分析のほうを区民の皆様方にお知らせするべく記載をさせていただいております。

なお、「すてないで」の3月15日号、「新宿リサイクル活動センター及び西早稲田リサイクル活動センターをご利用ください」と表題を打たれたもの、これの1枚中を、見開きをご覧ください。こちらのほうでございますが、昨年度から取り組んでおります金属・陶器・ガラスごみ、こちらのごみの全ての袋を私ども清掃事務所の職員が袋を開けて、その中を確認し、車両の火災、それから施設の火災につながるおそれのある火災原因物、こちらのほうの抜き取りを始めさせていただいております。それにあわせて、その中に含まれております資源となるびん・缶などについても抜き取りを始めさせていただいております。こちらのほうの実績を記載させていただいております。

また、右のほうの上段でございますが、昨年度から全区的に展開をしております収集場所の回収の変更につきまして、その成果、この段階での成果をまとめたグラフを記載させていただいております。後ほどご参考までにご覧いただければと存じます。

報告は以上でございます。

○安田会長 質問はここでやっちゃっていいんですたっけ。あとでまとめて。

○ごみ減量計画係長 はい。では、続けて報告の2件目のほうをご報告させていただきます。

次第、報告の(2)新宿区3R推進協議会平成27年度活動報告についてでございます。

資料は4番になります。新宿発エコなくらしということで、27年度の活動報告書を事前にお送りしてございます。

○安田会長 右肩に資料4と書いてあるものですね。

○ごみ減量計画係長 はい、恐れ入ります。

○安田会長 皆さん見つかりましたか。大丈夫ですか。

○ごみ減量計画係長 よろしいでしょうか。

○安田会長 では、お願いします。

○ごみ減量計画係長 それでは、お手元の資料4をご覧ください。

新宿区3R推進協議会平成27年度の活動報告書でございます。この新宿区3R協議会は、当リサイクル清掃審議会の答申を受けまして、資源循環型社会構築のために、区民、事業者、区が連携して、ごみ発生抑制等に係る具体的かつ実現可能な施策をともに検討、提案、実施していこうということを目的としまして、平成20年4月に設立されたものでございます。

4ページをお開きください。現在、構成員の29団体の方々の名簿を掲載してございます。まず、学識経験者としたしまして、座長にジャーナリスト・環境カウンセラーで、当審議会の審議委員でございます崎田裕子様、また、副座長としたしまして、早稲田大学環境総合研究セン

ターの永井祐二様、それから、区民団体から9団体、また、新宿区商店会連合会、新宿区生鮮三品特販組合、ごめんなさい、訂正です、今名称が変わりました、失礼しました。それから、区内で店舗を展開しておりますスーパーやコンビニエンスストアの各社8社の皆様にご参加をいただいております。また、百貨店関係者からは6社のご参加をいただき、それから、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターと新宿区ということで、29団体によって構成をされております。

以下、5ページ以降に27年度の活動実績を掲載してございます。主な活動といたしましては、ページが前後して申し訳ございません、12ページをご覧ください。

買い物の際にレジ袋を断ったことがわかるレシートを持参していただいたり、環境に配慮した行動をすることでポイントをためる新宿エコ自慢ポイントの運営をいたしております。

また、1枚戻りますが、11ページになりますが、3R協働宣言というものを平成21年に行いまして、3R推進行動計画書というのを毎年作成することにいたしております。本日の資料でお配りしました冊子で、こちらが昨年度作成しました3R推進行動計画書です。こちらは平成26年度の取り組み実績と27年度の取り組みの計画を掲載したものですので、後ほどご覧いただければと思いますが、27年度で申し上げますと、区内の町会・自治会・商店会の皆様にもご依頼しまして、73の団体様にご協力いただき、計画書を提出いただきました。

また、報告書のほうですと、すみません、ページが前後して申し訳ございません、6ページをご覧ください。3R推進キャンペーンイベントを開催しております。昨年が10月11日の日曜日に行いまして、その様子の写真等と、それから来場者のアンケート調査を掲載してございます。本年度は9月25日の日曜日に会場は同じく新宿駅西口広場イベントコーナーを利用しまして、「～新宿発エコな暮らし～もったいないぞ日本！」と題しまして、3R推進キャンペーンを開催する予定でございます。詳しくは大変恐縮ですが、後ほど個々の活動につきましてご覧いただければと思います。

3R推進協議会の報告は以上でございます。

○安田会長 どうもありがとうございました。

次はどれになりますかね。

○ごみ減量リサイクル課長 質疑のほう、今の2件でお願いしたいと思います。

○安田会長 今の2つの資料のご説明に関して、ちょっと要点のみですから、じっくり見ていただくという疑問点もあろうかと思いますが、何か今の2つの資料のご説明に関して、ご質問なりご意見があれば、特にご質問ですね、あればお願いしたいと思いますが。

では崎田さん、どうぞ。

○崎田委員 質問という話があったんですが、コメント1つと質問1つということで、すみません。

2番目に説明のありました新宿区3R推進協議会なんですが、活動内容は今ご紹介いただいたとおりなんですけれども、その中でこの3R推進行動計画書という、これをちょっと一言コメントさせていただきたいんですが、一見、地味な書類という雰囲気に見えるんですが、この新宿区の中には小売業の皆さんも百貨店の皆さんやスーパーの方、あるいは商店街の方、本当にいろいろなタイプの方がいらっしゃるんで、一口に3R、同じことをやろうといってもなかなか意見がまとまりませんが、それぞれが自主的に取り組む、その行動計画を出して、1年の終わりにどんなことをやったかというのを報告するという、こういうような行動計画というのを全部の団体が参加をしてやっているという形をとっています。

これは、それなりに非常に長期の視点ではありますが、大事なことだと思って取り組ませていただいております。

なお、実際の会議のときに年に一度、様子を報告いただくんですが、事業者の皆さんの熱心な取り組みであるとか、そういうことを伺って、区民団体の皆さんも非常に刺激を受けていただいたりとか、やはりこういうことを報告し合うだけではなく、それをちゃんと共有するところを徹底することで、ごみ減量意識がもっと広がるかなということを最近感じております。コメントを1つさせていただきました。

一つ質問なんですけれども、最初に最近のごみ量ということでご報告いただいた中で、若干ごみが減って資源回収率が若干上がったという、わずかではありますが、いい方向に動いているということは大変うれしいなと思うんですが、その要因としてどういうふうに分析しておられるか、もうちょっと教えていただければと思いました。

なぜかと申しますと、ごみが減っている要因として、金属・陶器・ガラスごみというのがかなり減っているというのが、実際の重さでは影響を与えていると思うんですが、清掃事務所で抜き取ってくださっているという作業が加わっているんで、そういう成果を上げているというふうなことも先ほどご報告いただきました。区民と一緒にそういうことも協力しないといけないと思いますが、それだけではなく、どんなふうなところで今後区民が行動をとると、もっとそこが変化が起きるのか、ふだん清掃の中でどんなことをお話になっているか、ちょっと様子を伺えればありがたいと思いました。よろしくお願いします。

○安田会長 それでは、簡単に説明をお願いします。

○清掃事業担当副参事　ご説明申し上げます。

幾つかの要因が重なり合ひまして減少をしているというふうに捉えております。今委員のほうからご紹介がありました、私どもの職員がいわゆる不燃ごみの中から抜き取りをしているというのも一つの要因でございますし、昨年度の当初から全区で行っております収集場所、集積場所でのびん・缶・ペットボトル等のそれぞれの回収、これによりまして不燃ごみで出されるものが大幅に減っているという事実もございます。

こういった幾つかの要因、あとそれと、もちろんその年の気象要件によりまして、特に飲料の缶ですとか、それからペットボトルの量が増減するというのもございます。昨年のご存じのとおり、比較的早く夏が終わったということもございますので、そういうことも含めて考えると、いろいろな要因があると思います。ですので、今年このように暑いとまた増えるのではないかと、少し不安に思っているところもあることも事実でございます。

それで、区民の皆様方に対する私どものアプローチということでございますけれども、今ご覧いただいております幾つかの資料ですとか、それからお知らせ、こういったもの、それからホームページを通してですとか、そういったものにつきましてはできるだけ細かくお話をさせていただいているのと同時に、例えば区民の皆様がお集まりになります集団回収のご説明のときにも、今私どもが取り組んでおるこういった事業、それから皆様へのお願い事をさせていただいております。それから、区の特別出張所で行っております各種のイベント、こういうところでもお知らせをさせていただいております。

区民の皆様へのお願いということでございますけれども、皆様には可能な限り資源となるもの、小まめに出していただければなというふうに思っておりますが、昨今の特徴としまして幾つか挙げさせていただくとすれば、インターネットを通しました通信販売、こちらのほうの流通量かなり増えております。こういったものが運送されるときに段ボールの箱、かなり使われております。この段ボールの箱は古紙として回収が可能ですでございますので、こういったものにつきましては、皆様のご協力を仰ぎながら、古紙の回収日に出していただければと考えている次第でございます。

ほかにも幾つかございます。特にこの席でご報告申し上げたいのは、この「すてないで」の3月15日号の右、一番下に書いてございますが、皆様もうご存じのとおり、昨年6月ですか、法律が改正されまして、水銀を含むものにつきましては、今までのような燃えないごみではなくて、確実に自治体のほうで分けるような努力をすることという規定が出ました。区としましても、蛍光灯につきましては、燃えない日にほかのごみとは分けて出していただくようお願い

いしているところでございます。

こういった情報提供につきましては、今後も積極的に努めてまいりたいと考えております。

非常に雑駁でございますが、ご報告とさせていただきます。

○安田会長 崎田さん、よろしいですか。

ほかには。

どうぞ、渡邊さん。

○渡邊委員 今までご報告いただいたことではないんですけれども、資源の分け方について、資料が机上に配付されています。その中で、昨年11月から雑紙を回収するようになったということ、それはこの席だけでなく、いろいろなリサイクル関係の集まりで伺っておりますけれども、その雑紙の分別の仕方について、今までののはちょっとわかりにくいと思うんですね。

新宿区では、別にもっとわかりやすい資料を作っていらっしゃるはずなんですが、どうしてそれがここに配付されないんでしょうか。

実は、別の集まり、エコライフまつりだったと思いますが、そのときに非常にわかりやすい雑紙の分け方の資料をいただいたんですが。

○安田会長 説明をお願いします。

○ごみ減量リサイクル課長 委員おっしゃっている雑紙の分け方なんですけれども、私どものほうで昨年度作成しました。全戸配布するほどたくさん作っていないんですが、いろいろなイベントや集まりのとき配布しております。まだ在庫ございますので、後ほどお配りさせていただきます。

○渡邊委員 実は先日、資源回収団体の懇談会があったんですが、その席でもその話が出まして、その雑紙の分け方、特に絶対に混ぜてはいけない禁忌品というのがあると思うんですね。それを混ぜられたら、今まで資源だったものが生きなくなってしまう。そういうことで、質問されても私たちは答えられないけれども、もうちょっと詳しい説明書、あるいは説明会のようなものはやっていただけないだろうかという、そういう声が出ております。

○ごみ減量リサイクル課長 露木委員なんかもうすごい詳しいと思うんですが、雑紙を回収する上での禁忌品というのがございます。それについて、私どもも今後PRが必要だと考えておりますので、積極的にまたご要望があれば検討させていただきます。例えば、石けんが入った香りが強いような容器とか。

○露木委員 では、私が説明します。

○ごみ減量リサイクル課長 では露木委員が、ちょっと、はい。

○安田会長 では露木さん。

○露木委員 すみません。雑紙、確かに入ってもいいんですよ。今のを言うと日本の紙がだんだん悪くなってきているんですよ。段ボールでも何でも今はもう中国とか韓国の紙のほうがよくなっちゃっているんですよ。それはいろんな紙を、日本はもうパルプ等は一切使わないから、再生、再生でやっていますから、だんだん質が落ちちゃうんですよ。それで雑紙を入れてもいいんですけども、余り入れちゃうと紙が全部悪くなっちゃうの。雑紙みたいなのを薄い週刊誌の紙みたいに、ああいうものがだんだんふえちゃうんですよ。

それで、今入れていますよ、みんな、もう出ていますから。全部持っていきますけれども、そういう訳だから、入れちゃいけないというんじゃないんですけども、きちんと袋に入れて出してあるのは全部持っていっていますよ、我々。捨てていませんよ、全部雑紙も何も持っていきます。ただ、余り入っちゃうと紙の質が悪くなっちゃうので嫌なんです。それだけです。

○ごみ減量リサイクル課長 あと、雑紙の中に入っちゃいけない、匂いが強いものとか、そういうもの……

○露木委員 あれは、お線香の箱、それから石けんの箱。あれは石けんの箱だと石けんが残っていますから、あぶくがぶくぶく立って紙にならないんですよ。それで、お線香の箱は、私たちも知らなかったんだ、知らないで送っちゃったら、メーカーから文句を言ってきたんですよ。それは匂いがとれないんですって、紙の中に入って、お線香の匂いが。それだからお線香とあれはだめだと言われるんです。我々も送ったからわかったんです。送らなきゃわかんなかったんですよ。

○ごみ減量リサイクル課長 そういうことで、今、私どものほうのパンフレットを配っていますので、またこれの禁忌品等のPRについては、今後私どものほうもいろいろやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○渡邊委員 私が今質問したのは、その雑紙の量じゃなくて、絶対に混ぜてはいけないというものが。

○露木委員 いや、そういうことを言っていないよ。

○渡邊委員 いや、感熱紙とか、それから金属塗料がついたものとか。

○露木委員 感熱紙は、それを入れますと紙が全部真っ黒になっちゃうんです。それは、だからだめなんです。

○渡邊委員 そうです。ですから、それを混ぜては困るんです。その混ぜては困るものを徹底させないと。

○露木委員 いや、それは難しいですよ。俺だってわかんないですもの。こちらへ来てから、向こうからこういうものが入っちゃいけませんよとメーカーさんから言われてくるから。だから、漫画の本にも何か特殊の紙が入っていたらいいんですよ。それだって送っちゃって、メーカーさんからこういう紙は入れないでくださいって説明が来るんですから、だから業者もわかんないけれども、どう言ったらいいんだろうな。メーカーだけが入れるとわかるらしいんですよ。

○ごみ減量リサイクル課長 露木委員、私どものほうでそういう混ぜちゃいけないものとか、いろいろ情報収集して、またPRさせていただきますので、よろしくお願いします。

○露木委員 はい、わかりました。

○渡邊委員 それともう一つ、出し方なんですけど、こちらの説明ですと雑誌の間に挟んで出しているというような、散らばらないようにということなんだと思いますけれども。

○露木委員 構わないですよ、雑誌なら構わないですよ。雑誌と一緒に出してくれれば。

○渡邊委員 いや、それで先日出た話では、雑誌だけでも結わえにくいのに、その間に雑紙も挟むと、なお縛りにくくなるということと、それからもしその禁忌品が混ざってしまった場合に、業者さんのほうがチェックできないんじゃないかと、そういうふうに入ってしまったては。

○露木委員 いや、雑誌と雑紙は一緒にやりますから関係ないと思うんですよ。そういう雑紙にもあれが入っている、ついているといけないんですよ、トイレの紙のところに手を入れるところがある、ビニールの、ああいうのがつくると嫌なんですよ。あれを全部剥がさないと本当にきちっと通らないんですよ。

○渡邊委員 そういふふうにして出さなければいけないわけですよ。

○露木委員 そうそう。

○渡邊委員 それを一般の人に徹底させないと、せっかくの資源。

○露木委員 いや、それは無理ですよ、全部に説明するということは、一軒一軒家庭に。

○安田会長 では崎田先生。

○崎田委員 今のお話の関連です。今、新宿区がこのチラシを配ってくださいますけど、一言ちょっと補足説明をさせていただきたいんですが、今の区とか市のやり方でやっておられますけれども、本当に市民目線からいうと、特に雑紙の場合はもうちょっと詳しく説明してくれないと、なかなか分けにくいということがありまして、ここの一番下に書いてあるNPO法人持続可能な社会をつくる元気ネットという、これは循環型社会づくりを進めようというNPO法人

なんですが、ここでそれぞれの市とか区のところ、そこでやるやり方をかなりしっかりとお伺いして、それぞれの地域に合わせたチラシというのを、ここ2年ぐらい実験的に作らせていただいているんですね。

それで、全部の市や区に対応するだけのちょっと予算規模がないものですから、今そのうちの本当の一部の区や市で作らせていただいているんですけれども、ですから、いろんな場所で作っているんですけれども、微妙に内容が違います。それは、やはり今お話しのように、集めておられる事業者さんが受け取れる内容によって微妙に違うということで。

○露木委員 全然違いますよ。

○崎田委員 はい。そういうふうにやらせていただいています。

実は、2年ほど前に八王子市さんでこれを使った実験をしていただいたんですけれども、社会実験という形で、ある集合住宅で1,500軒でこれを全戸配布していただいたんですね。それで2週間後に雑紙回収の日、紙の回収の日というのをやりまして、そうしましたら2週間後は量が変わらなかったんですが、その2週間後には一気に1.4倍に増えたということで、やっぱり少しずつこうやって情報がきちんと出れば、私たちも分けやすいんだということが結構、そういうデータが出ましたので、いろんな地域で、今こういう動きを広めようというような形で、少し情報を行政の皆さんに提案させていただいて、細かく出させていただいているというやり方を、ここ2年ぐらいそういうのをやらせていただきました。

ですから、うまくこれをもう作ってお渡ししてありますので、活用していただければありがたいかなというふうに思います。

○安田会長 ほかによろしいですか。

この消費者というか家庭から出すほうと、それから事業者の方で集めるほうで、消費者に100%完全なものを要求するのは無理だと思うんですよ。ですから、余り厳しい要求を出すと、実際はそれができなくなっちゃうので、ヨーロッパでは、ドイツなんかでは最終的には回収業者の段階でチェックすると。それが行われているんですね。

だから、余り消費者とか事業者の責任、両方の責任を追及するようなことをやっても、社会システム全体としてはプラスにならないので、その辺をちょっと日本では工夫する必要があるんじゃないかなというふうに私は前々から考えていたんですけれども、これはヨーロッパの都市なんかは、最近ちょっと見に行っていないんですが、何回か見に行ったときはそういう、非常に収集した後ですね、そこで分別をかなり機械選別、手選別使って厳密にやっていますので。消費者段階で厳密にやれと言ったって無理ですよ。渡邊さんみたいな知識とか経験のある人

でもそうなんだから、一般の人はほとんどそういうことに対して知識、経験、関心ないわけですからね。その辺はちょっと余り無理な要求をお互いに出さないほうがいいんじゃないかと私は思うんですが、どうですか、皆さん。

崎田さん、どうぞ。

○崎田委員 無理なことをし合ってはいけないけれども、最低限の情報をもう少し厚くすれば、消費者ももうちょっと動けるといふ、そのいいところをやっぱりシステムとしてきちんとしたものを作るのと、情報をわかりやすくするのと、やっぱり両方でうまくやっていくというのがすごく大事なかなと思います。

○安田会長 もちろんそのシステムとか情報はできる範囲内でやるべきだと思います。それでも恐らく完全にはできるはずないので、それを誰かに責めたりすると、社会システム全体としてはマイナスになっちゃうので、社会システム全体としてプラスになる仕組みづくりをやっていく必要があると思いますよね。その辺は、僕はヨーロッパなんか、ドイツとか学ぶ点が大いんじゃないかなと考えています。

いいですか。ほかに。

渡邊さん、どうぞ。

○渡邊委員 27年度から資源回収の方式が変わりまして、コンテナ出しではなくて、袋出しということになりました。そのためにレジ袋が必要だと言っている人が多いんですね。今まで、スーパーなんかでレジ袋を断っていた人が、もう1枚くださいというようなところを見かけるんですが、27年度のその事業を始めて、レジ袋の量がどういうふうに変ったかという調査をしていただきたいと思います。

○安田会長 それは新宿区だけ。

○渡邊委員 新宿区だけです。袋出しにしたのは。

○安田会長 では事務局のほうで今のご質問というか、意見に対してコメントをお願いします。

○清掃事業担当副参事 その点につきましては、私どものほう、平成27年度から全区的にそれぞれの品物ごとに袋で出させていただくということでお願いをしております。

その出していただいた袋につきましては、収集業者のほうで最終的に全て、いわゆる容器包装プラスチックとして回収をさせていただいております。その回収量につきましては、申し訳ございません、ただいま数値を持っておりませんので、次回のこの会議のときにどれぐらい回収できたのかということについてはご報告させていただきたいと思います。

○渡邊委員 それと、方式を変えたことによってコストがどういうふうにかかったかというこ

とも教えていただきたいと思います。

○安田会長 それはいつから変えたんですか。

○渡邊委員 27年度ですね。

○安田会長 では、その辺はちょっと時間かかると思うのでしょうけれども、お願いします。

○清掃事業担当副参事 コストにつきましては、多岐にわたりますので、少々お時間を頂戴したいと思います。今ご質問いただきましたので、この会議の中でできるだけ早い段階でご報告を申し上げたいと思います。

○安田会長 どうもありがとうございます。

どうぞ、大塚さん。

○大塚委員 今の関連で、雑紙をあるところでは紙の袋に入れて出したら回収拒否された、そういうところがある。私は四谷に住んでおりますが、集積所での回収以来、ずっと紙の袋で出しているも一度も拒否されたことはないんです。

○露木委員 それは、四谷はうちのほうでやっていますから。

○大塚委員 そうですか。

○露木委員 だからもう絶対周りに散らかしちゃうといけないから、きれいに持っていきます、いつも。

○大塚委員 ただ、場所によって回収が違うのはどういうことなのかということと、それから雑紙というのはご承知のように、毎日毎日出て、いろいろ形もあるわけですね。それを毎日紙の袋に入れて、週1回の回収日に出せば非常に楽なわけです。それで資源として分別。燃やすごみの中になんかチラシとか雑紙が入っていると。燃やすごみを減らす絶好のあれなんですよね。品質の問題はさっきおっしゃいましたけれども、トータルのあれを。

燃やすごみを減らすということは、二酸化炭素を減らす。それから、清掃工場の付近に住んでいる人たちに対して、新宿区が燃やすごみに対して削減努力しているということもアピールできると。それから、焼却残渣のいわゆる埋め立て地の延命にもわずかですけれども寄与するというので、これはできるだけ推進すべき問題だと思うんです。

ところが、区の方角は、新聞や雑誌に挟んで出しなさいと。それが27年度のこのあれでは、ごくわずかのたったこれだけのところに書いてあるんです。しかも網がけになっているんです。これは去年の3月に出た。ところが、今日配られた今年のあれでは、3ページのところなんですけれども、一様にこの赤枠で囲って、しかも赤い大きな字で、要するに雑誌や新聞紙に包んで出せというのを強要しているわけだ。

非常にこれは面倒くさいということで、この間6月4日の新宿中央公園で行いました新宿エコライフまつりで、3Rサロンのごみの分別でこちら辺が問題になりまして、それに対する反省会を、これを主催したのが新宿エコポジの会なんですが、その経過報告と反省会を行ったんですが、余りこれだけ出すのに厳しいのはもう面倒だから、もう燃やすごみに入れちゃおうと。エコリーダーの修了生の集まりの人でさえ、そういう意見が出てくる。これについての担当部署の見解をちょっと伺わせていただきたいということです。

2点です。場所によって何で違うのか。それと、どうしてこういうふうに紙袋がだめなのか。多分、禁忌品の不安というようなことなんだろうと思いますが、それには事前に、先ほど崎田委員からも出ましたように、禁忌品には、どうしてだめなのかということをよくPRする。それから、素人にわかる基材、感熱紙の見方とか、そういうことを十分PRしてから紙袋でのあれもオーケーというような方向に持っていけたらいいんじゃないかと思いますが、とりあえずはその場所別の回収拒否と、それから何で新聞や雑誌にやるような方向に向かっているのか。それについて、一応担当のほうの意見をお聞かせください。

○安田会長 では事務局のほうから簡単にお答えいただけますか。

○露木委員 わかんないと思いますよ。

○安田会長 いや、わかんなかったら、わかんないで結構です。

○清掃事業担当副参事 資源の回収につきましては、大きく2つございます。行政で回収している行政回収と、区民の皆様方が団体を作っていただいて回収していただいている集団回収がございまして。区が行政回収しているものにつきましては、全て同じ条件で回収をさせていただいております。これにつきましては、特段、袋出しをして、紙袋で出していただければですけども、袋出しをしていただいても回収している実態はあるかと思えます。

集団回収につきましては、そのグループと、それから回収をする回収業者さんとの間の個別契約ということになりますので、その条件につきましては、それぞれが違った条件あるかと思えますので、そういうときに差異は出るのかもしれない。

ちょっと想像の部分も交えますが、そういった点で違いがあるのかなというふうに今感じているところでございます。

○安田会長 どうもありがとうございました。

この問題はなかなか細かいところの問題点もあるので、詰めると問題点も出てくると思うので、私の経験ではアメリカなんかはほとんど市民というか、消費者が出す段階で分別しないんですよ。それで、集めて工場で分別するんですよ。そのほうが社会システム全体としては費

用対効果がいいという考え方です。

それに対してヨーロッパのほうはどうかというと、ドイツとかスイスなんかは二十何分別なんてやっているところもあって、それでもちゃんと市民が協力して、だから国民性の問題もあって、そういう方向があって、必ずしもどちらが日本に適しているかというのは難しいと思うので、国民性もあるので、その辺はちょっと国際的な比較、国内でもいろんなやり方をやっていますので、その分類をやって、どういう方法がこの新宿区の場合、郊外の住宅地じゃないので、商店とかいろいろ入って、事務所も入っているので、かなり難しい点があると思うので、その辺をやってからにしたいと思うんですけども、お願いします。

それから、もう一つ、先ほどの平成20年度資源ごみの収集実績のところ、ちょっと私からお伺いしたいんですが、平成16年度、約900グラムちょっとで、それが27年度は600グラムを切るということで、かなり前回の計画では資源倍増、ごみ減量というのをキャッチフレーズで出して、そこまではいっていないんですけども、かなり都心区としては減っているほうだと思うんです。これは行政側のほうではどういうふうにこの原因を分析されていますか。簡単をお願いします。

○清掃事業担当副参事 区民の皆様方のご協力を仰ぎまして、目標にはまだ至っていませんけれども、着実な減量ができたということは大変ありがたいことだと思います。いろいろな理由があって、一概に申し上げることはできませんが、やはり町会の皆様ですとか、ここにご列席の清掃協力会の皆様方、こういった方が草の根的に情報を広げている、こういったことは非常に大きな原動力になっているというふうに考えております。

○安田会長 その辺もうちょっと厳密なというか、科学的な分析をできたら、時間がかかってもいいのでやっていただくと、僕は新宿区というのは都心区でこれだけ減っているというのは、ある意味で自慢できるんじゃないかなという気がするんですね。ほかの多分都心区と比べてみて。

それから、他の大都市の区なんかと比べてみると、当初言っていた、ちょっとキャッチフレーズ的な点があったんですが、資源倍増、ごみ半減というのにちょっと近づく傾向が少し出ていて、これはある程度、私は自慢できるんじゃないかなと思いますが、さらにもっとこの辺をどう詰めていったらいいかというのをやる必要があるんじゃないかというふうに思います。

◎審議

○安田会長 では、この点はこの辺にしておきまして、次は審議事項に入りたいと思います。

まず、一般廃棄物処理基本計画について、事務局からご説明を簡単をお願いします。

○**ごみ減量リサイクル課長** それでは、本日の審議事項なんですが、一般廃棄物処理基本計画と、あともう一つ廃棄物処理手数料の改定と2件あるんですが、ちょっと時間がかなり押していますので、若干手短に説明させていただきたいと思います。

それでは、事前に郵送済みの資料の一般廃棄物処理基本計画の概要というのをご覧いただきたいんですが、リサイクル清掃審議会資料1になります。

○**安田会長** 皆さん、見つかりましたか。何か資料がいっぱい、今日はあるので、見つけるのが大変ですが、大丈夫ですか。ない方おられますか。

○**ごみ減量計画係長** 1枚目の真ん中に四角い枠で矢印の入ったものが出ている3枚つづりの資料でございます。郵送でお送りしてございます。

○**安田会長** 大丈夫ですか、ありましたか。

○**ごみ減量リサイクル課長** それともう一つ、こちらの一般廃棄物処理基本計画、現行のもの冊子もちょっとお出しいただきたいと思います。

○**安田会長** これですね。この資料で送っていただいた、これとこれ。大丈夫ですか、手元に2つ出ましたでしょうか。3枚ぐらいのぺらですね、一般廃棄物処理基本計画策定についてという印刷したものと、この製本したものと。ありますか。ではお願いします。

○**ごみ減量リサイクル課長** 新宿区一般廃棄物処理基本計画の策定ということで、先ほど区長のほうから策定についての諮問をさせていただきました。それで、現状の一般廃棄物処理基本計画というのが平成20年度から平成29年度までとなっておりまして、これが現行の計画なんですが、これが平成29年度までということで、今28年度なので、30年度からの新しい計画をこれから皆さんにご審議いただいて作っていくことになります。

それで、現状の計画というのはどういうものかということ、こちらの冊子のほうをご覧いただきたいんですが、こちらの冊子、「一般廃棄物処理基本計画〈平成25年度改定版〉」ということで、20年度に策定したものを中間改定として25年度に改定しております。改定内容につきましては、ちょっと長くなっちゃうんですが、いろいろなデータとかそういうのを5年経ったということで更新したり、現状の分析、その他法律が変わった部分なども盛り込んでいるということで、基本的な内容については最初のを踏襲している形になっております。

それで、この表紙をご覧くださいとわかるんですが、「一資源循環型社会の構築を目指して一ごみ半減、リサイクル倍増にチャレンジ」となっております。

1枚めくっていただいて、こちらのほうに前区長のほうのご挨拶が載っているんですが、も

う1枚めくってください。そうしますと、「新宿区一般廃棄物処理基本計画〈平成25年度改定版〉」となっております、これが目標というのは資源循環型社会の構築を目指して、ごみ半減、リサイクル倍増にチャレンジということで、平成29年度までに区収集ごみの対17年度比50%減、資源化率35%ということを書いているんですが、それで1枚、一番新しい数値を入れたやつを張りつけさせていただいているんですが、こちらを見ていただきますと、ごみ量が平成17年度が865グラムなんです、最終目標が29年度433グラムということなんです、27年度の実績で592グラムになっております。資源化率に関しては平成17年度17.4を倍増ということで、29年度に約35%を目指しているんですが、27年度現在、21.8%となっております。

そういうことで、もう1枚めくっていただきたいんですが、それで、これを達成するための具体的な取り組み等について記載されています。現状から見た課題ということで、3つの課題ということで家庭ごみの分別の徹底、資源化率の伸び悩み、あと事業系ごみ減量と資源化の推進という3つの目標達成をするために、次に4つの主な取り組みが書かれています。

こういう形で、もう1枚めくっていただくんですが、こちらに目次となっております。新宿区一般廃棄物処理基本計画の目次となっております。これで第1章、基本計画の趣旨ということで、今、根拠法令等が書いてありますが、第2章がごみ処理及び資源回収の現状ということで、もう1ページをめくってください。第3章、施策の進捗状況と課題、第4章、これからのリサイクル清掃施策の取り組み、第5章、生活排水処理基本計画ということでなっています。このような計画について、この審議会でご審議いただきまして、29年度中に策定していただくというのが諮問の主な内容になります。

それで、今度は資料1のほう、事前郵送済みのやつをちょっとご覧いただきたいんですが、こちらのほうに、1番ですね、新宿区一般廃棄物処理基本計画の概要ということで、今見ていただいたようなことが文章で書かれています。

それで、ここでちょっと、皆さん非常にリサイクルと廃棄物にお詳しい方が多いと思うんですが、もう一度ちょっと簡単なことだけ振り返らせていただきたいんですが、もう1ページをめくっていただきますと、一般廃棄物とはというのが書いてあります。

ちょっと廃棄物のことについてちょっとここでおさらいだけさせていただきたいと思うんですが、一般廃棄物とはということが書いてあって、一般廃棄物の定義ということで、廃棄物は何かという、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、いろいろ書いてあるんですが、その中で(2)のところは廃棄物の種類というところがあります。

廃棄物の種類というのは、法律上は大きく分けると一般廃棄物と産業廃棄物と特別管理廃棄

物になっています。それで、この一般廃棄物の中では2つに分かれています。家庭廃棄物、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物ですね。それでもう一つは、事業系一般廃棄物ということで、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいいますというふうになっています。

それで、もう一つの大きい項目で産業廃棄物ですね。これは、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックの6種目とその他のものということで、産業廃棄物というものは法律できっちり決められています。次に特別管理廃棄物ということで、爆発物、毒性、要は人間に有害なものというのを特別管理廃棄物というふうに定められています。

それで、この産業廃棄物と特別管理廃棄物を除いたものが全て一般廃棄物となるというふうに法律で規定されています。

もう1ページをめくっていただきたいんですが、それで左のほうに産業廃棄物というのを一覧が書いてあります。産業廃棄物がこちらの、あらゆる事業活動に伴うものという中で、燃え殻とか汚泥、これは燃え殻というのは焼却灰とか清掃工場の灰とか、そういうものとか、あと汚泥ですね、あと廃油とか廃酸、廃アルカリというもので、いわゆる産業廃棄物っぽいものですね、皆さんが考えている。

それと、あともう一つ下の13から19というのは、特定の事業活動に伴うものということで、例えば紙くずの場合は、産業廃棄物と一般廃棄物と両方になる場合があります、事業系でも。どういうものかという、例えば事務所のオフィスでできたコピーくずとか、従業員が使ったティッシュペーパーのくずとか、そういうものは紙でも一般廃棄物になります。紙の何か例えば製紙工場から出た紙、あるいは出版会社、印刷会社から出た紙の断片とかそういうものは産業廃棄物になります。このように、同じものでも一般廃棄物と産業廃棄物、両方になるものがあります。

それで、次のページを見ていただきますが、特別区における一般廃棄物処理の仕組みというのを書いてあります。一般廃棄物というのは、基本的に市町村がある程度責任を持って、特に家庭廃棄物は、一般廃棄物には家庭系と事業系一般廃棄物に分かれているんですが、家庭廃棄物は公共処理をしなくちゃいけないことが法律で決まっています。各区が計画に基づき収集運搬し、処理施設で処理するという、区が収集して23区で一体処理している清掃工場で中間処理をして、焼却ですね、それで埋め立てを行うという形をとっています。

次に、事業系については、公共処理と事業者処理というふうに2つに分かれています。公共

処理については、各区が計画に基づき収集運搬し、処理施設で処理するというので、事業系の小規模事業者の出す廃棄物については、事業者が有料ごみ処理券というのを買って袋に貼って出して、有料で区が収集しています。

その他は、あとは事業者が事業者処理ということで、事業者が自分で運搬して焼却なり処理する場合と、あとは事業者が業者に委託して処理する場合と2つに分かれています。

このような流れで一般廃棄物が処理されています。この一般廃棄物をどういうふうに新宿区が処理していくかという、または発生抑制をしていくかというのが今回ご審議いただく一般廃棄物処理計画の内容になります。

それで、一応これが一般廃棄物処理基本計画なんですけど、一番最初のもう一度、リサイクル清掃審議会資料1にお戻りください。

ここの1番、新宿区一般廃棄物処理基本計画の概要ということで、一般廃棄物処理基本計画において定める事項というのが書いています。この事項に関して今回ご審議いただくということで、(1)ですね。(2)が一般廃棄物処理基本計画の根拠法令とその他の計画との関係ということで、表になって、チャートになっているんですけど、真ん中に太い字で一般廃棄物処理基本計画というのを置いています。これについて関連する法令としては、区の中では区の基本構想があって、その中に区の基本計画があります。その中で環境基本計画というのが環境関係の計画を定めているんですけど、その中にも一般廃棄物のことが計画されています。その具体的な取り組みとして一般廃棄物処理基本計画を策定しております。

また、右のほう、国の法令等ということで、循環型社会形成推進基本法、廃棄物の減量等に関する基本的な方針、廃棄物処理法、このような関連法令で関連する法令があります。

それで、2番をご覧ください。現行計画の構成となっております。これが平成25年度改定版、先ほどご覧いただいた冊子のことなんですけど、1章から基本計画、2章、ごみ処理及び資源回収の現状、3章、施策の進捗状況と課題、4章、これからのリサイクル清掃施策の取り組み、5章、生活排水処理基本計画、このような内容についてご審査いただくということで、次のページを見てください。

それで、現計画は、計画期間が平成20年度から平成29年度で、審議会は平成18年7月に「基本計画に盛り込むべき事項」について区長から諮問を受け、19年7月に答申を提出したとなっております。今回もそのまま10年後、同じ流れになっております。

それで、計画の3番に計画策定のスケジュールというのが記載されています。これなんですけど、本日が28年7月審議会ということで、基本計画に盛り込むべき事項についての諮問、これ

が先ほど区長から諮問があった内容になります。次に、8月に審議会を開催する予定です。8月には現基本計画の進捗と課題の抽出をしていただきます。それで、9月に私どものほうでごみの排出実態調査というのを実施します。それで、11月にまた審議会がありまして、この8月にご審査いただいた抽出した課題の整理を行います。それで1月に排出実態調査の結果が出ますので、それをまたあわせて2月の審議会で次の10年間の目標等について検討をしていただきます。それで4月に審議会でこの答申案のたたき台の検討をしていただきます。5月に審議会から区長に次の基本計画について答申をしていただきます。9月に審議会で計画をもう一度検討していただいて、11月にパブリックコメントを実施し、12月にパブリックコメントの意見を公表し、1月に審議会でパブリックコメントの意見を踏まえた計画の修正を検討していただきます。それが最終になって、2月に区長決定して、2月の議会に報告し、3月に印刷製本をして計画が完成するという、このようなスケジュールになっております。

以上が新宿区一般廃棄物処理基本計画の策定についての説明になります。雑駁になりました。よろしく申し上げます。

○安田会長 どうもありがとうございました。

何かご質問なりご意見ありますでしょうか、今のご説明に対して。今後の予定。

では、崎田さん、どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。

今後のこの検討に当たってお願いしたいことが3点ありまして、ご検討いただければと思うんですが、1点目は今後の検討に際しては、排出物のこの量のことだけではなく、新宿区が今どのくらいの費用をかけているかということも一緒に資料として出していただければありがたいというふうに思います。

清掃工場に出すときにやはり費用をきちんと払ったりということもしていますので、私たちが全体感を捉えて意見交換をさせていただきたいというふうに思います。

2番目なんですけれども、今後の目標を考えると参考に使っていただきたいんですが、今の東京23区は最終処分場があと50年と言われているんですけれども、それをそのまま考えたとしても2066年には埋め立てごみゼロにしなければいけないわけですが、今、東京二十三区清掃一部事務組合とかそういうところでは、こういう将来像に対して、どういう目標で23区はごみを減量してほしいというような計画を立てておられるのかとか、そういう将来像に関してどう考えておられるのか、ぜひ教えていただければありがたいというのが2点目です。

最後、3点目なんですけど、最近、災害廃棄物の処理基本計画などの策定という方向もできて

きていると思うんですが、自治体ではそういうようなことは、例えばこういうのに参考に入れていくとか、どういうふうな状況になっているか、あるいは新宿区はそれに対してどう対応しようと考えておられるのか、教えていただければありがたいと。よろしくお願いします。

○安田会長 今3点ありましたけれども、では事務局のほうから。

○ごみ減量リサイクル課長 まず最初に、東京二十三区清掃一部事務組合の計画等についてなんですが、今日机にお配りしていますファイルの中に、一般廃棄物処理基本計画の東京二十三区清掃一部事務組合版が入っています。この中にある程度の計画が入っています。この資料について、まず新宿区一般廃棄物処理基本計画と新宿区分別収集計画、東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画、東京都循環資源・廃棄物処理計画、新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例、その他3つの条例が入っていますので、後ほどご覧いただければと思います。

あと、その他については、費用対効果と災害廃棄物については、ちょっとどのような形で資料を提供できるかどうか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○安田会長 これはどういうふうにご利用させていただいていいんですか。

○ごみ減量リサイクル課長 これなんですが、次回持ち帰って持ってこられる方はお持ち帰りいただいてもいいんですが、結構重いので、こちらに置いておいていただければ、次回そのままこちらにお出しします。

○安田会長 毎回持って帰ったりするのは苦痛じゃない人は、持って帰っていいと。

○ごみ減量リサイクル課長 はい、そうです。

○安田会長 そういうふうに了解しましょうか。それが大変な人は事務局のほうに預ければ。

○ごみ減量リサイクル課長 こちらの机に置いていっていただければ、また同じものを次の会議のとき、机上に載せておきます。

○唐沢委員 名前を書いちゃいけないんですか。

○ごみ減量リサイクル課長 それはもうお書きになって結構です。

○安田会長 メモとか書くからね、名前書いたほうがいいですね。

○ごみ減量リサイクル課長 メモとか書いて、ほかの人にわたるとまずいので、逆に、置いていかれる場合も書いておいていただいたほうが助かります。

○安田会長 僕の安田のほうからちょっと一ついいですか。最近、特別区制度審議会でごみ問題はほとんど議論していないんですよ。それで、前はいろいろごみでやっていたんですが、だから23区の比較調査が余り行われていないんじゃないかなという気がするんですけども、さ

つき新宿区のかなり、半分はいついていないけれども、当初のごみ半減、リサイクル倍増という当初計画を目指す方向には行ったと思うので、その辺、比較がどういうふうに、データとれますかね、23区の。

○ごみ減量リサイクル課長 ちょっととれるものと、とれないものとありますので、どんなものがとれるかこちらのほうで。

○安田会長 ちょっと調べていただけませんかね。

○ごみ減量リサイクル課長 はい。調べておきます。

○安田会長 特別区のほうにもちょっと僕のほうからも言って、ちょっと聞いてみますけれども。

○ごみ減量リサイクル課長 ちょっとどの程度のがとれるかというのは、こちらのほうである程度調べておきますので。

○崎田委員 大ざっぱなデータはこれに出ていますよ。「ごみれぼ」の30ページ。もうちょっと分析された数字があるんです。

○ごみ減量リサイクル課長 単年度のものと、この「ごみれぼ」ですね、これの30ページに出ていますので。

○安田会長 最低10年ぐらいのデータをとらないと、ちょっと分析ができないですよ。

○ごみ減量リサイクル課長 どのように集められるかちょっと検討させていただきたいと思います。

○安田会長 ちょっとお願いします。

あとは、予定した議題は大体。

○ごみ減量リサイクル課長 いや、もう一つありますので、議題。

○安田会長 もう一つありましたっけ。では、時間も余りないので、次の議題をお願いします。

○ごみ減量リサイクル課長 では、続けて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○安田会長 はい。

○ごみ減量リサイクル課長 それでは、私のほうから次の審議事項について説明させていただきます。

「廃棄物処理手数料の改定について」になります。資料2ですね。これもちょっと資料の数が、字が小さくて大変申し訳ないんですが、「廃棄物処理手数料の改定について」ということで、資料をご覧になってください。

○安田会長 これ、両面の1枚のぺらですね。

○**ごみ減量リサイクル課長** はい。それともう一つ、事業系ごみの出し方という、これがあるので、それもちょうとご覧になっていただきたいんですが。

○**安田会長** これですね、事業系の資源・ごみの出し方、これとその両面のコピーのこれと、お願いしまして、出ましたか。

○**ごみ減量リサイクル課長** よろしいでしょうか。

それでは、廃棄物処理手数料の改定についてご説明させていただきます。

まずは、廃棄物処理手数料というものなんですが、新宿区では一般家庭ごみというのは基本的に無料になっているんですが、事業系、事業者が出すごみというのは、有料のシールを貼って出さなくちゃいけないんですね。その料金ですね。それとあとは、事業系の一般廃棄物というのは、業者が収集している部分があるんですね。

それで、業者が収集するのは、当然ただで業者が収集したら全然もうからないですから、料金が決まっているわけですね。それで、その業者が排出者からとって、それで業者が基本的に23区の場合は収集したごみは23区の清掃工場に一般廃棄物は、事業系のは業者が持ち込むんですね。その際、その持ち込むときの手数料と、あとは業者が事業者から徴収する料金、そういうものがあるわけですね。

それで、その料金というのは全て、業者が集める場合でも、条例で決めた料金より高い料金は徴収することができないんです。それで、その料金というのを条例で決めて、それで先ほど言った、区が収集する事業系のごみの料金と、それにならって事業者が集める料金が決まってくるわけなんですが、これは東京23区というのは、ごみの共同処理をしている関係もありまして、23区全て統一料金になっています。

それで、今回、廃棄物処理手数料の改定について、上のほうを見ていただきたいんですが、廃棄物処理手数料は、平成22年度の特別区長会で了承された「廃棄物処理手数料改定ルール」に基づいて「改定後3年目に見直し検討する」こととなっているんですね。それで、今年の6月の特別区長会で、廃棄物処理手数料の改定は、収集運搬、これは業者の場合で、収集運搬する場合はキロ当たり3.5円、収集運搬3.5円ということで、その処分費については据え置きで、キロ当たり合計3.5円値上げするということが特別区長会のほうで決定されて、23区一斉に料金を改定することが決まりました。

それで、この場合、下の2番の改定額というところで、キロ当たり現行36.5円のところを40円に改定することになります。それに伴って、区のほうで、区の収集に出すごみ処理券についても料金の改定になります。

それで、次のこのパンフレットを見ていただきたいんですが、こちらに事業系のごみのことが書いてありますので、事業系の方がごみを収集に出す場合、こちらに書いてあるようなシールを貼って出さなくちゃいけないんですね。ご商売をやっている人はみんな知っているんですけども、一般家庭の方は余りご存じないんですが、これの料金も改定になります。

それでこれが、先ほどの1枚目に戻ります、3番のところに有料ごみ処理券の改定額ということで、現行料金が10リットルの券が10枚で690円が改定後が760円、20リットルが現行が10枚で1,380円が改定後は1,520円というふうに改定されます。

それで、次のページを見ていただきたいんですが、先ほど言いましたように、こちらのほうの料金の改定については、23区統一事項になっていますので、今年の12月の議会に出して、改定額が決定し、来年の10月に料金が変わるということになっているんですが、新宿区も23区もそうなんですが、皆さんの家庭で出す粗大ごみも有料になっているというのはご存じだと思いますが、この粗大ごみ処理券も一般的にこの廃棄物処理手数料の改定に合わせて改定しているわけなんですね。

それで、ただ、この粗大ごみの料金というのは23区共通じゃなくて各区事項になっています。それで、今回審議会では、この粗大ごみの手数料の改定について、現行粗大ごみの一番の上限が2,500円なんですね。これは粗大ごみで2,500円は高いと思うんですが、一般的なものはもう少し安いんですが、特別なもの、例えばリヤカーみたいなものとか、特に最高額が条例で決まっています。粗大ごみの最高額というのは条例で決まって、それが2,500円になっています。それを今回の改定率に合わせると2,800円に改定する必要があるんですが、それについて皆さんにご意見を伺って、ご審議いただくこととなっておりますので、今回これについて、改定についてご審議いただきます。

今後の予定なんですが、新宿区リサイクル及び一般廃棄物処理に関する条例の改正及び関係規則の改正が平成28年度第4回区議会定例会、11月下旬に条例改正案を上程し、あわせて関係規則を改正します。

それで、改定内容の周知ということで、23区共同の周知で、コンビニ、公募店、区施設等へのポスター及び有料ごみ処理券購入者へのチラシの配布をします。

新宿区の周知として、ポスター、チラシ、区広報などを活用して広く周知するとともに、商店街とか町会連合会に説明するという事なんですが、これに当たって粗大ごみ手数料もあわせて改定、その改定について皆さんのご意見を伺うというのが今回の審議事項になります。

ちょっと雑駁なんですが、以上になります。

○安田会長 これはあれですか、11月下旬の区議会の定例会で条例改正案を上程するという
ことなので、かなり急いでいるわけですか。

○ごみ減量リサイクル課長 次回の会議でご審議いただくことになります。

○安田会長 そうですか。これ、事業系一般廃棄物を有料化していて、それが家庭廃棄物は原
則無料ですよ。だからそこに出されちゃっていると思うんですが、そういう調査はあるん
ですか。どのぐらい出されているか、事業系が。

○ごみ減量リサイクル課長 事業系はこのシールを貼って出すわけですね、有料で。一般家庭
の廃棄物と同じ集積所に出す場合も。それがどのくらいの量があるかということでしょうか。

○安田会長 いや、シール貼らないで出しちゃっているやつ、家庭系に。

○ごみ減量リサイクル課長 いや、本来はゼロでなくちゃいけないんですけども。

○安田会長 いやいや、本来じゃなくて、実態が。

○ごみ減量リサイクル課長 それで、結構新宿区の場合、地域によって違うんですが、歌舞伎
町なんかは結構貼付率が悪かったんですが、清掃事務所等が協力してかなりやって、最近では
ほぼ、ほぼとまではいかないんですが、かなり高い貼付率で、ほかの地域についても基本的に
皆さん結構真面目に貼っていただきまして、新宿区でもその有料シールの売り上げが4億ぐら
いありますので。

○安田会長 年間。

○ごみ減量リサイクル課長 はい。

○安田会長 では大分出している。

○ごみ減量リサイクル課長 はい。

○安田会長 それで何%ぐらい。

○清掃事業担当副参事 すみません、収集側のほうからお答えさせていただきたいと思うん
ですけども、究極は全ての袋を全部開けまして、それが家庭系なのか事業系なのかというのを
全て想定するというをやれば、その量というのが換算できるんですが……

○安田会長 いや、毎回やる必要はないけれども、サンプリング調査をやる必要はあると。

○清掃事業担当副参事 それで、本年ですけども、先ほどごみ減量リサイクル課長からお話
をさせていただきましたけれども、排出ごみの調査をさせていただく中で、幾つかサンプルを
とらせていただいて、サンプル調査をさせていただくということになっております。

私ども清掃事務所も協力して、我々が収集したごみをごみ減量リサイクル課が委託した事業
者のほうで分析をするという予定になっておりますので、そういったものの中からある程度の

推測といいますか、計算的なもの、統計的な計算はできるのかなと思っておりますので、それは先ほどご説明させていただきました一般廃棄物処理基本計画の策定の中の一つの資料として出てくるものと思っておりますので、そういった中でご説明を差し上げたいというふうに考えているところでございます。

○安田会長 どうもありがとうございます。本当は私はごみ処理料金有料化説なので、家庭系も大都市でも全部有料化すべきだという考えなんですけれども、それはいろいろ難しい点があるからということで、今まで残念ながら大都市では、大都市でやっているところってないですね、日本では残念ながらね。みんな中小都市ですよ。それも将来の課題として考えていく必要が、今すぐというのは、状況で難しいと思うんですけれども。

だから、そうするとそういう実態データをちょっと出すと、家庭系も有料化しなきゃならないという話になっていくと思うので、そういうバックデータがあるというのは大事だと思うんですよ。それをお願いします、ぜひ。

あと、4時まで5分ぐらいになっちゃったんですけれども、事務局が用意した議題は終わったんでしたっけ。

○ごみ減量リサイクル課長 事務局の用意した議題は以上になります。

◎その他

○安田会長 では、その他ですかね。この際ということで、余り時間ないんですが、どうしてもという方がいましたら、何でも結構ですから。

どうぞ。

○安井委員 今の事業系ごみの有料の値上げの部分のこれの説明はどんなふうな段取りでお考えになられているんですか。

○ごみ減量リサイクル課長 事業者等への説明ということでよろしいですか。現在、廃棄物処理業者、あるいはコンビニ業界、チェーンストア協会などを23区で共同して回って説明をしている状況です。また、来年になりまして具体的になったら再度いろいろ説明、一般的な商店街も含めて説明していきたいと考えております。

○安田会長 よろしいですか。

どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。

今のこの手数料の変更に関してのご説明で、収集運搬費用は3.5円プラスで、処理処分の部

門は据え置きというお話があったんですが、処理処分のところも、例えば清掃工場などの修理とか、そういうのに関しては今まで以上に費用がかかっているんじゃないかと思うので、なぜこういう議論になったのか、もうこれは決定事項で来ていますので、参考に教えていただければいいんですけども、何で処理処分のほうは据え置きになっているのか、その辺の議論の様子を教えていただければありがたいと思います。

○**ごみ減量リサイクル課長** 詳しくはちょっと時間もあれなんですけど、処理原価については収集運搬部門については処理原価、手数料原価の乖離があったんですが、処分については手数料原価との乖離がほとんどなかったのので、今回改定を見送ることになりました。

要因としてはいろいろあるんですが、結構売電収入がたくさん入ったり、そういういろんなところで手数料、あとはいろいろな効率化とかそういうのを含めて、処理原価については均衡しているということで、今回値上げについては見送らせていただきました。

○**安田会長** ほかによろしいですか。

どうぞ。

○**唐沢委員** 事務局をお願いしたいんですが、資料のナンバー幾つとか何とかって、もっと大きく書いて、すぐわかるようにしてほしいと思うんですけどもね。

○**ごみ減量リサイクル課長** 大変申し訳ないです。次回から気をつけますので、よろしく願いします。

○**安田会長** きょうは資料が物すごく多かったのでね。どうぞ、橋本さん。

○**橋本委員** あと、資料も多いというのと、あと皆さん有識者の方が多くんですけども、市民としては初めて来て、ぱっと見て、理解できないというのがあるので、次回何をやるという形で資料を先に送っていただけると、もちろんちゃんと目を通してまいりますので、その辺をどうぞよろしく願いします。

○**ごみ減量リサイクル課長** 今回も事前資料等をお送りさせていただいたんですが……

○**橋本委員** それは読みました。目を通してあります。

○**ごみ減量リサイクル課長** なるべく早いうちに資料を送れるように努力したいと思います。よろしく願いします。

○**安田会長** 完全なものじゃなくてもいいからね。会議の日に修正とか追加という形でもいいと思いますので、それは僕らも同じですよ、一般の専門家ではない方は当然特に強いですよ、そういう基礎知識とか、そういうふだん。現場はご存じでしょうけれどもね。理論とかデータ解析とかしておられないので。

では、その辺は事務局、大変でしょうけれども、なるべくできる範囲内で頑張ってくださいと思います。

それでは、時間が来ましたが、これでよろしいでしょうか。何か事務局のほうからありますか。

○ごみ減量リサイクル課長 それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。次回の審議会につきましては、8月24日水曜日、ちょっと時間は未定なんですけど予定しております。また、新たな一般廃棄物処理基本計画の検討と本日説明した手数料改定について意見をまとめたいと思います。日時等のご案内は改めて郵送してお知らせします。机上のファイル、資料等はそのままにしていいただければ、次回もご用意をします。

以上になります。よろしくお願ひします。

○安田会長 次回、日にちは24日でほぼ決まっていたんですね。皆さん方はどうですか、午前と午後ではどちらが。24日水曜日ですね。

○ごみ減量リサイクル課長 24日です、水曜日です。

○安田会長 8月24日水曜日の10時から12時か、2時から4時か。

○ごみ減量リサイクル課長 会長、ちょっと時間の関係があるので、またちょっとそこらへんを調整させていただきます。

○安田会長 それは調整してからにしますか。では、調整してからということで。

では、よろしいですか、それだけで。

○ごみ減量リサイクル課長 はい。

◎閉会

○安田会長 では、どうも長時間ありがとうございました。

○ごみ減量リサイクル課長 どうもありがとうございました。

午後4時01分閉会